



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることば凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

内務省鐵土第二八號

昭和十一年十月一日

内務省土木局長

各地方長官宛（各通）

鐵道省營自動車路線道路改修費並同維持費負擔率等取極ニ關スル件依命通牒

標記ノ件ニ付今般内務、鐵道兩省間ニ別紙ノ通協定成立候條爾今右ニ據リ御處理相成度

追テ道路法第五十二條第九號ノ規定ニ依ル認可申請ハ之ヲ必要トスル義ニ有之爲念

省營自動車運輸事業ニ伴フ道路費負擔ニ關スル内務、鐵道兩省協定

一、省營自動車運輸實施ニ伴フ道路改修費ニ就キテハ

(イ) 道路ノ規格ニ關シテハ昭和十一年一月十四日内務省發土第二號依命通牒ニ據ルコト

(ロ) 道路改修（鋪裝ヲ含ム）ニ因リ省營自動車ノ受クル利益、路線關係地方廳ノ財政等ヲ考慮シ總工事費ニ

對スル鐵道省ノ分擔割合ヲ四割、四割五分、五割トス

(ハ) 道路幅員ヲ（イ）項ノ規格ノ最少限度以上ニ改修

スル場合ニ在リテハ其ノ超過工費ニ對スル鐵道省ノ分擔割合ハ道路ノ有效幅員五・五米ヲ限リ三割トス

(ニ) 路線決定前新設又ハ改修セラレタル路線ニ對シテ

ハ改修費ヲ遡及負擔セサルヲ原則トス

(ホ) 目下道路改修費ニ關シ懸案中ノ路線ニ對シテハ別

途具體的ニ決定ノコト

二、省營自動車運輸實施後ノ道路費ニ就キテハ

(イ) 道路維持修繕費ノ分擔額ハ別ニ定ムル標準ニ依リ

前年度當該路線ノ維持修繕ニ要シタル決算額ヲ前年度交通量ノ比ニ依リ按分算出セル額トス但シ開業初年度

分ニ限り開業翌年度該年度ニ於テ當分ト合セテ計算ス

(ロ) 道路災害費ニ關スル負擔額ニ對シテハ其ノ都度協

